

訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者の取扱いについて

平成30年10月1日から、居宅介護サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の生活援助を位置付ける場合、当該居宅サービス計画を町に対して届出させていただくこととなりました。1月あたりの回数が以下の基準を超える場合は届出書を提出してください。

1. 届出の対象となる訪問介護の種類と回数

- (1) 届出の対象となる訪問介護の種類は、生活援助中心型サービス（以下、訪問介護という。）です。
- (2) 1月あたりの訪問介護が次の回数以上の場合、届出が必要となります。

要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

2. 届出時期及び期限

訪問介護について、次の(1)から(4)に該当した場合は、居宅サービスを作成した月の翌月末日までに提出してください。

- (1) 新規に、規定回数以上の居宅サービス計画を作成した場合
- (2) 更新認定後、規定回数以上の初回の居宅サービス計画を作成した場合
- (3) 要介護度の変更に伴い、規定回数以上となった場合
- (4) 居宅サービス計画を変更し、規定回数以上となった場合

※平成30年10月1日以降に、作成または変更した居宅サービス計画書が届出の対象です。(ただし、利用日変更など軽微な変更を除きます。)

3. 提出書類及び提出先

上記2に該当した場合は、次の(1)から(4)の書類を提出してください。

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）
- (2) ケアプラン（居宅サービス計画書、週間サービス計画書） 写し
- (3) サービス担当者会議の記録 写し
- (4) 居宅介護支援経過記録（該当部分のみ） 写し

【提出先】 〒289-1793 横芝光町宮川 11902 横芝光町福祉課 介護班

4. 留意事項

- (1) 届出書の提出がなくサービスを利用した場合、またはサービス利用に妥当性がないと町が判断した場合は、保険給付の対象となりません。
- (2) 居宅サービス計画へ規定回数以上の訪問介護の生活援助を位置付ける場合は、利用者の自立支援・重度化防止、地域資源の有効活用や訪問介護利用の妥当性を検討のうえ、当該計画に必要な理由を記載してください。
- (3) 届出のあった居宅サービス計画等のうち、検証の結果必要と判断された場合は地域ケア会議に担当介護支援専門員としてご参加いただく場合があります。